

JR東日本グループ コンプライアンス相談窓口のお知らせ

JR東日本グループでは公益通報者保護法の趣旨に基づき、コンプライアンス相談窓口を運営しております。

この窓口は、JR東日本グループで働く人が、JR東日本グループ内で「法令遵守や企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為を認識したとき」に相談・通報することができる窓口ですが、JR東日本グループと取引関係のある方が、JR東日本グループ内で公益通報者保護法第2条第3項に規定する「通報対象事実」やその他法令違反等を認識したときにも、相談・通報することができます。

ご利用の際には[指定の公益通報用紙](#)に必要事項を記載の上、以下の連絡先までご送付ください。

〒151-8578
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
コンプライアンス相談窓口

また、株式会社ステーションビルMIDORIにも通報窓口を設置しております。[公益通報用紙](#)を以下の連絡先までご送付ください。

〒380-8543

長野市南千歳一丁目2番地 6

株式会社ステーションビルMIDORI

総務部 公益通報窓口

電話 026-228-5545

なお、この窓口を利用して公益通報を行ったことにより、JR東日本グループから不利益取扱いを受けることはありません。

JR東日本グループ公益通報用紙

通報者氏名		所属会社名	
JR 東日本グループとの関係	例)JR 東日本総務部との清掃作業委託契約		
調査希望	有・無	報告希望	有・無
報告を希望する場合の連絡先			
通報内容			
処理欄			

※ 太線内については必須事項です。処理欄には何も記入しないで下さい。

※ 記載された個人情報は通報の処理のために利用します。

※ 記載された個人情報は調査過程で必要な場合に、関係箇所に提供されることがあります。

※ 公益通報を行ったことによりJR東日本グループより不利益な取扱いを受けることはありません。